

月報

いしのまき

平成27年10月号

ハローワーク石巻  
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18  
TEL 0225-95-0158  
FAX 0225-22-2442

一般職業紹介状況(27年8月内容)について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.85倍となり、前年同月比で0.24ポイント上回り、前月比では0.12ポイント上回りました。

【求人のようにす】

○ 新規求人数は2,035人で、前年同月比で0.0%増(前年同月差1人増)、前月比で4.6%増(前月差89人増)となりました。

新規求人数を主な産業別で見ると、建設業が412人で前年同月比で29.6%増(同94人増)、製造業が334人で、同0.9%増(同3人増)、運輸業・郵便業が132人で、同26.9%増(同28人増)、卸売業・小売業が299人で、同5.3%増(同15人増)などとなりました。

一方、医療・福祉が402人で、同8.0%減(35人減)、サービス業が148人で、同33.9%減(同75人減)などとなりました。

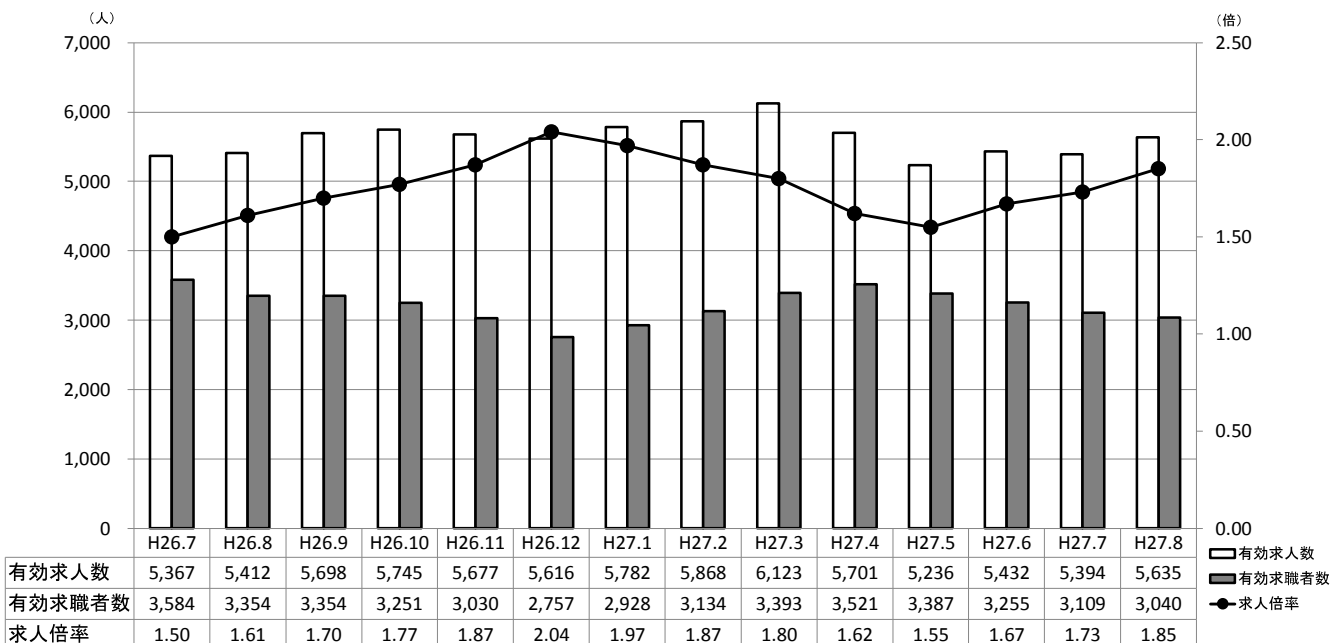
○ 月間有効求人数は5,635人で、前年同月比で4.1%増(前年同月差223人増)、前月比で4.5%増(前月差241人増)となりました。

【求職のようす】

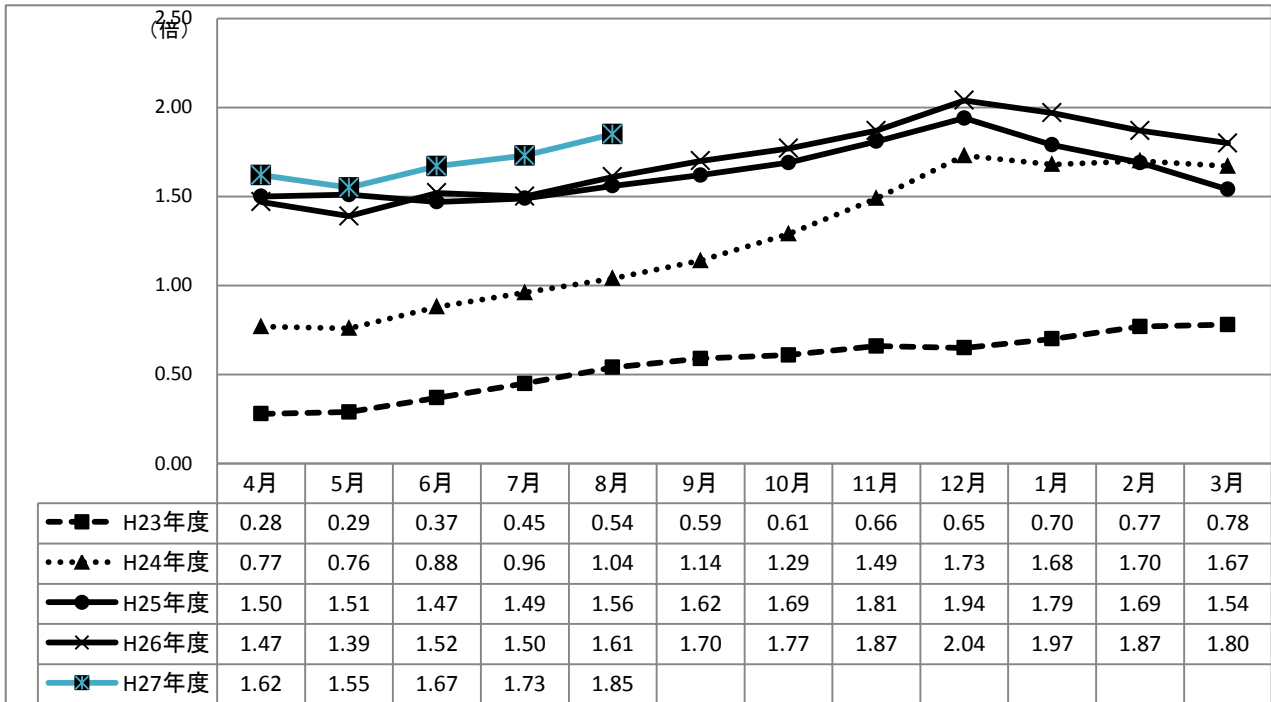
○ 新規求職者数は794人で、前年同月比で4.6%増(前年同月差35人増)、前月比で5.0%増(前月差38人増)となりました。

○ 月間有効求職者数は3,040人で、前年同月比で9.4%減(前年同月差314人減)、前月比で2.2%減(前月差69人減)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,770人で58.2%、45歳以上54歳以下は582人で19.2%、55歳以上は688人で22.6%となっています。



### 有効求人倍率の推移(パート含む)



### 一般職業紹介状況(パート含む)

| 項目       | 計     | 男     | 女     | 前月比     | 前年同月比   |
|----------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 新規求人数    | 2,035 | *     | *     | 4.6     | 0.0     |
| 月間有効求人数  | 5,635 | *     | *     | 4.5     | 4.1     |
| 新規求職者数   | 794   | 338   | 455   | 5.0     | 4.6     |
| うち(保)    | 162   | 59    | 103   | ▲ 12.9  | 24.6    |
| 月間有効求職者数 | 3,040 | 1,332 | 1,706 | ▲ 2.2   | ▲ 9.4   |
| うち(保)    | 1,126 | 395   | 731   | ▲ 2.3   | ▲ 10.1  |
| 求人倍率     |       |       |       |         |         |
| 新規       | 2.56  | *     | *     | ▲ 0.01P | ▲ 0.12P |
| 有効       | 1.85  | *     | *     | 0.12P   | 0.24P   |
| 紹介件数     | 1,234 | 583   | 651   | ▲ 2.0   | ▲ 3.8   |
| うち(保)    | 216   | 84    | 132   | ▲ 16.9  | ▲ 8.5   |
| 就職件数     | 338   | 172   | 166   | ▲ 26.8  | ▲ 16.7  |
| うち(保)    | 72    | 31    | 41    | ▲ 32.1  | ▲ 12.2  |
| 新規就職率    | 42.6  | 50.9  | 36.5  | ▲ 18.5P | ▲ 10.9P |

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

## 障害者職業紹介状況

| 項目         | 計   | 身体障害者 | 知的障害者等 | 前月比    | 前年同月比 |
|------------|-----|-------|--------|--------|-------|
| 新規求職者数     | 19  | 7     | 12     | 72.7   | 58.3  |
| 新規登録者数     | 12  | 4     | 8      | 140.0  | 71.4  |
| 就職件数       | 10  | 3     | 7      | ▲ 23.1 | 0.0   |
| 月末現在有効求職者数 | 323 | 124   | 199    | 2.5    | 0.6   |

## 雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

| 項目     |            | 計      | 男      | 女      | 前月比    | 前年同月比  |
|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所関係  | 新規適用事業所数   | 18     | *      | *      | 5.9    | 12.5   |
|        | 廃止事業所数     | 6      | *      | *      | ▲ 45.5 | 500.0  |
|        | 月末現在事業所数   | 4,130  | *      | *      | 0.3    | 3.2    |
| 被保険者関係 | 資格取得者数     | 553    | 301    | 252    | ▲ 22.0 | ▲ 7.7  |
|        | 資格喪失者数     | 564    | 299    | 265    | ▲ 14.0 | 5.8    |
|        | 離職票交付件数    | 324    | *      | *      | ▲ 14.1 | ▲ 3.3  |
|        | 月末現在被保険者数  | 43,916 | 26,110 | 17,806 | ▲ 0.1  | 1.8    |
| 給付金関係  | 受給資格決定数    | 178    | 65     | 113    | ▲ 23.9 | 11.9   |
|        | 一般給付受給者数   | 730    | 246    | 484    | ▲ 1.6  | ▲ 11.8 |
|        | 一般給付金額     | 78,923 | 30,774 | 48,149 | ▲ 7.3  | ▲ 10.2 |
|        | 個別延長給付受給者数 | 8      | 2      | 6      | 0.0    | ▲ 50.0 |
|        | 個別延長給付金額   | 774    | 189    | 585    | 70.5   | ▲ 35.2 |

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

### 「石巻地域若者サポートステーション」 (厚生労働省認定事業)

厚生労働省認定事業である「地域若者サポートステーション」(愛称:「サポステ」)では、自治体、各支援機関、企業など地域のネットワークとも連携して、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーションセミナー、模擬面接や応募書類の添削などによるステップアップ、職場見学・体験などの就労に向けた支援を行っています。

(連絡先:石巻市西山町6-39 カムロ第2ビル2号室(2階) TEL 0225-90-3671)

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **726** 円

**平成27年10月3日から！**  
（10月2日までは時間額710円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 宮城労働局

# 支払われる賃金<sup>\*</sup>と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

## 最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合  
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合  
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 726 円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給 125,000 円、1日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 258 日とします。

$$\frac{\text{月給 } 125,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 258 \text{ 日}} \div 726.7 \text{ 円} \geq 726 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。